

(仮訳)

「責任ある国際農業投資の促進」のラウンドテーブル（会合）の
議長サマリー

1. 「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合（ラウンドテーブル）」は、2009年9月23日にニューヨークで開催された。日本政府が主催し、世界銀行、FAO（国連・食糧農業機関）、IFAD（国連・国際農業開発基金）、UNCTAD（国連・貿易開発会議）が共催した本会合は、土地やその他の資源の取得を伴う大規模農業投資が増加傾向にあることを背景に開催された。関係する31の政府、13の機関の代表が出席し、この課題への共同対応を形作り、責任ある農業投資を促進するための行動原則の策定及び国際的枠組みの形成に向けた第一歩を記した。以下は議長がとりまとめた本会合における主要な討議事項の要旨である。

最近の傾向に伴う機会とリスク

2. 出席者は、特に開発途上国への海外農業投資に対する昨今の関心の高まりが、世界の食料安全保障及び農業の将来について非常に重要な意味を持っていることを認識した。外国の投資家による土地、水及びその他天然資源に関する権利の取得は特に議論を呼んでいる。出席者はそのような投資の程度、性質及び影響について更なる研究と分析の必要性を強調した。
3. すべての出席者は、農業投資の増加は生産性の向上と生産の増大、ひいては世界の食料安全保障と貧困削減の達成のために不可欠であることに同意した。投資は、それが海外か国内か、民間か政府支援のものかを問わず、農業開発に必要な資金の調達に重要な役割を果たす。開発途上国からの出席者は、食料安全保障、収量、生産高、付加価値を改善するとともに、追加的な農業・企業所得、直接・間接雇用、生産基盤、技術移転、商品開発、魅力的な市場へのアクセスの改善からの利益を得るために自らが行ってきた農業投資の誘致のための努力を強調した。
4. 他方、多くの出席者は、土地や他の資源が関係する問題の複雑さを強調しつつ、計画や実施が拙劣な投資、特に開発途上国の大規模な土地に絡む案件は、投資受入国の政治的安定、社会的一体性、人間の安全保障、持続可能な食料生産、家庭レベルの食料安全保障及び環境保護について、意図しない負の影響を与える可能性があることを指摘した。地元住民は彼らが依存している資源へのアクセスを失うおそれがある。開発途上国における大規模国際投資に伴う負の影響を緩和する方策が喫緊に必要であるとする見解も示された。
5. 出席者は、そのような投資を司る行動原則、ガイドラインまたは行動規範の策定を多数の関係者が呼びかけていることを認識している。出席者の中には、この現象が注目されるようになってから既に1年が経過しているが、進捗は限定的であるとして、迅速な行動の必要性を強調する者もいた。議論の末、出席者が代表する勢力（政府、民

間セクター、市民社会、国際機関等）が協力して行動原則やこれを実践に移すための国際的枠組みを形成すべき点で意見が一致した。

行動原則及び国際的枠組みに関する合意形成

6. 出席者は以下の基本理念について議論し、これらが行動原則（国際的枠組みは行動原則を基に設計される）の基礎となり得ることに大筋で合意した。大多数の意見として、この行動原則は法的拘束力を有すべきではないが、各国の個別の状況を勘案した柔軟な監視メカニズムを有すべきとされた。
 - 土地及び資源に関する権利：既存の土地及び天然資源に関する権利は認識・尊重されるべき。
 - 食料安全保障：投資は食料安全保障を脅かすものではなく、むしろ強化するものであるべき。
 - 透明性、グッド・ガバナンス及び投資を促進する環境：土地の評価と関連投資の実施過程は透明で、監視され、説明責任が確保されたものであるべき。
 - 協議と参加：著しく影響を被る人々とは協議を行い、合意事項は記録し実行されるべき。
 - 経済的実行可能性及び責任ある農業企業投資：投資事業は経済的に実行可能で、法律を尊重し、業界のベスト・プラクティスを反映し、永続的な共通の価値をもたらすものであるべき。
 - 社会的持続可能性：投資は望ましい社会的・分配的な影響を生むべきであり、脆弱性を増すものであってはならない。
 - 環境持続可能性：環境面の影響は計量化され、負の影響を最小化・緩和して持続可能な資源利用を促進する方策が採られるべき。

7. 出席者は、行動原則に合意し国際的枠組みを形成するプロセスは、活発で証拠に基づく公開の議論と広範な協議に基づかなければならないことを強調した。これにより、すべての利害関係者に発言の機会が与えられ、投資受入国、地元社会、投資側の利益が調整・支持される。最も重要な目的は「win-win-win」の関係を作り、責任ある農業投資を促進することである。責任ある農業投資は、関係者への利益を最大化し、内在リスクを最小化すべく、投資増大の影響を最適化することによって、投資受入国において持続可能で包含的な農業開発を実現する。

8. 出席者は、上記のための取組は、過去のグッド・プラクティスや既存の公的・私的な関連ガイドライン、標準化スキーム及び行動規範の策定にあたって得られた経験及び適切な場合にはその内容を利用すべきであることを認識した。事例には、エクエーター（赤道）原則、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）、サンティアゴ原則、OECD多国籍企業行動指針、及び数多くの商品または特定のテーマについてのスキーム等が含まれる。また、国際的枠組みの形成プロセスは、その他の食料安全保障関連イニシアティブに沿い、これらを補完するものであるべきである。

9. 出席者はまた、より公平な投資契約の作成、適切なビジネスモデルの選定（ジョイント・ベンチャー、契約栽培、アウトグロウアー・スキーム（注）を含む）及び投資受入国における適切な法的・政策的枠組みの策定を促進する方法についても議論した。
【注：アウトグロウアー・スキーム：明確に定義されていないが、主に土地持ち小農（グループ）を相手方とし、投資側が農家の集団化や農業資材及び栽培技術指導の提供も行う場合がある点が特徴的な契約栽培の一類型。】
10. 国際的枠組みは、関連データ・情報、教訓及びグッド・プラクティスの取りまとめや共有、並びに分析・実施ツールの作成を促進すべきことも提案された。これに関連して、出席者は、開発途上国の農業への国際投資に係る問題に取り組むための知識プラットフォームやツール・キットの策定に関する国際機関の共同提案を歓迎した。

今後の道筋

11. 出席者は、行動原則や国際的枠組みについての合意を導く広範な協議プロセスに貢献するための世界銀行、FAO、IFAD、UNCTADの共同作業に対して一般的な支持を表明した。協議プロセスは、主要投資国・投資受入国、民間セクター、市民社会及びその他の国際機関との緊密な調整のもと、これらの国際機関（世界銀行、FAO、IFAD、UNCTAD）により開始される。このプロセスは、可能な限りの包含性を確保しつつ、明確な期限を持つべきである。
12. 出席者は、10月上旬の世界銀行年次総会、同下旬の欧州開発デー、11月の食料安全保障に関するFAOサミット、12月のOECD・UNCTAD共催による国際投資についてのグローバル・フォーラム等のイベントの機会を活用して、また2010年以降においても、上記の議論をフォローアップし、この問題を進展させることを決意した。進捗状況は今後6ヶ月の間に評価される。